

# 津市自主防災組織に対する防災用資機材の貸付けに関する要綱

平成18年1月1日訓第42号

改正 平成26年10月31日訓第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民等により地域で結成された自主防災組織に対して、自主防災組織に必要な防災用資機材（以下「資機材」という。）の貸付けを行うことについて、津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うことを目的として、自主的に組織された団体で、会則等が完備され市長に届出のあったものをいう。

(貸付け)

第3条 市長は、自主防災組織を結成した旨の届出を受けたときは、当該自主防災組織に対し、自主防災活動に必要な資機材の貸付けを行うものとする。  
2 前項の規定による貸付けは、一の自主防災組織につき1回に限りこれを行うものとする。

(貸付けの対象資機材)

第4条 貸付けの対象とする資機材は、別表のとおりとする。

(貸付けの限度)

第5条 資機材の貸付けは、自主防災組織の活動を行うための必要最少限度の資機材についてこれを行うものとする。

(申請手続)

第6条 自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、資機材の貸付けを受けようとするときは、自主防災組織防災用資機材貸付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、資機材の貸付けの適否を審査し、貸付けすることを決定したときは、自主防災組織防災用資機材貸付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者は、直ちに自主防災用資機材使用貸借契約書を締結しなければならない。

(貸付料)

第8条 資機材の貸付料は、津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号）第10条の規定により無償とする。

(貸付資機材の管理)

第9条 自主防災組織は、貸付けされた資機材について、備品台帳（第3号様式）を備え、その保守管理に努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の自主防災組織に対する防災用資機材の貸付けに関する要綱（平成10年津市訓第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第81号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 貸付対象防災用資機材

区 分	資 機 材 等 名
情報連絡用	乾電池式メガホン、トランシーバー等
避難誘導用	強力ライト、標旗、メガホン、ロープ等
初期消火用	水バケツ、消火栓ホース、消火衣等
救出救護用	はしご（折り畳み式又は二段式）、テント、救急医療セット、担架、ヘルメット、スコップ、ツルハシ、ハンマー、バール、番線カッター、ノコギリ、オノ、ジャッキ等
給食給水用	屋外炊飯器、給水タンク、給水用水槽等
そ の 他	携帯用発電機、投光器、リヤカーその他市長が必要と認めたもの

第1号様式（第6条関係）

自主防災組織防災用資機材貸付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒                    ）  
住 所  
代表者 氏 名                    Ⓜ  
電 話

次のとおり自主防災組織防災用資機材の貸付けを申請します。

1 自主防災組織の概要

（1） 自主防災組織の名称

（2） 自主防災組織の目的

2 必要とする資機材

資 機 材 名	数 量

資 機 材 名	数 量

3 添付書類

- (1) 会則
- (2) 組織図
- (3) 名簿

第2号様式（第7条関係）

自主防災組織防災用資機材貸付決定通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（自主防災組織の名称）

（代 表 者 の 氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで貸付申請のあった防災用資機材については、津市自主防災組織に対する防災用資機材の貸付けに関する要綱第7条第1項の規定により、次の防災用資機材を貸付けすることに決定しましたので通知します。

- 1 貸付防災用資機材  
別紙のとおり
- 2 条件  
自主防災用資機材使用貸借契約書を締結し、契約事項を厳守すること。



